

佐賀県波戸岬海浜公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月5日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第51号

佐賀県波戸岬海浜公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県波戸岬海浜公園条例施行規則（平成17年佐賀県規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式（第7条関係） 略 <u>佐賀県観光施設条例</u>第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。 略 <u>3 維持管理に必要な費用</u> <u>4 施設の利用予定者数</u> <u>5 実施予定年月日</u></p>	<p>様式（第7条関係） 略 <u>佐賀県波戸岬海浜公園条例</u>第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。 略 <u>3 実施予定年月日</u> <u>添付書類</u> <u>1 類似施設の選定根拠に関する書類</u> <u>2 施設の利用料金設定の根拠に関する書類</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の佐賀県波戸岬海浜公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の規定により行う利用料金承認申請書の提出は、この規則の施行の前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。